

議案第12号

富士見市地域福祉計画審議会条例の制定について  
富士見市地域福祉計画審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市地域福祉計画を策定するため、富士見市地域福祉計画審議会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市地域福祉計画審議会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく市の地域福祉計画（以下「富士見市地域福祉計画」という。）を策定するため、富士見市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、富士見市地域福祉計画について審議し、市長に答申する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、地域福祉の推進に係る機関又は団体に従事する者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による諮問事項を答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意

見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。